

令和6年8月1日～

総合ケアサービスセンターかつた
各施設料金表

令和6年8月以降

【目次】	・・・	2
総合ケアサービスセンターかつた（地域密着型介護老人福祉施設）	・・・	3
総合ケアサービスセンターかつた（短期入所生活介護）	・・・	4
地域密着型介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用される方へ 負担限度額認定証	・・・	5
ケアハウスかつた（一般型利用）	・・・	6
ケアハウスかつた（特定施設入居者生活介護（予防））	・・・	7

地域密着型介護老人福祉施設

令和6年8月1日～

一日単価

単位(円)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	600	671	745	817	887
看護体制加算(Ⅰ)イ	12		日常生活支援継続加算(Ⅰ)		36
居住費	従来型個室(1日)	1,231	285	580	580
	多床室(1日)	915			
		居住費 令和6年8月 より			

月額(30日計算)

単位(円)

介護度	費用内容	※二割負担の対象者		※一割負担の対象者		第3段階-②		第3段階-①		第2段階		第1段階	
		従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室
要支援	利用できません	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護1	基本サービス費	36,000	36,000	18,000	18,000	18,000	17,460	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	①看護体制加算(Ⅰ)イ	720	720	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
	②日常生活支援継続加算	2,160	2,160	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	5,443	5,443	2,721	2,721	2,721	2,646	2,721	2,721	2,721	2,721	2,721	2,721
	居住費	36,930	27,450	36,930	27,450	24,600	11,100	24,600	11,100	12,600	11,100	9,600	0
	食費	43,350	43,350	43,350	43,350	40,800	40,800	19,500	19,500	11,700	11,700	9,000	9,000
	計	124,603	115,123	102,441	92,961	87,561	73,446	66,261	52,761	46,461	44,961	40,761	31,161
要介護2	基本サービス費	40,260	40,260	20,130	20,130	19,530	19,530	20,130	20,130	20,130	20,130	20,130	20,130
	①看護体制加算(Ⅰ)イ	720	720	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
	②日常生活支援継続加算	2,160	2,160	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	6,039	6,039	3,019	3,019	2,935	2,935	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019	3,019
	居住費	36,930	27,450	36,930	27,450	24,600	11,100	24,600	11,100	12,600	11,100	9,600	0
	食費	43,350	43,350	43,350	43,350	40,800	40,800	19,500	19,500	11,700	11,700	9,000	9,000
	計	129,459	119,979	104,869	95,389	89,305	75,805	68,689	55,189	48,889	47,389	43,189	33,589
要介護3	基本サービス費	44,700	44,700	22,350	22,350	21,600	21,600	22,350	22,350	22,350	22,350	22,350	22,350
	①看護体制加算(Ⅰ)イ	720	720	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
	②日常生活支援継続加算	2,160	2,160	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	6,661	6,661	3,330	3,330	3,225	3,225	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330	3,330
	居住費	36,930	27,450	36,930	27,450	24,600	11,100	24,600	11,100	12,600	11,100	9,600	0
	食費	令和6年8月 43,350	43,350	43,350	43,350	40,800	40,800	19,500	19,500	11,700	11,700	9,000	9,000
	計	91,171	125,041	107,400	97,920	91,665	78,165	71,220	57,720	51,420	49,920	45,720	36,120
要介護4	基本サービス費	49,020	49,020	24,510	24,510	23,760	23,760	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510	24,510
	①看護体制加算(Ⅰ)イ	720	720	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
	②日常生活支援継続加算	2,160	2,160	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	7,266	7,266	3,633	3,633	3,528	3,528	3,633	3,633	3,633	3,633	3,633	3,633
	居住費	36,930	27,450	36,930	27,450	24,600	11,100	24,600	11,100	12,600	11,100	9,600	0
	食費	43,350	43,350	43,350	43,350	40,800	40,800	19,500	19,500	11,700	11,700	9,000	9,000
	計	139,446	129,966	109,863	100,383	94,128	80,628	73,683	60,183	53,883	52,383	48,183	38,583
要介護5	基本サービス費	53,220	53,220	26,610	26,610	25,800	25,800	26,610	26,610	26,610	26,610	26,610	26,610
	①看護体制加算(Ⅰ)イ	720	720	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
	②日常生活支援継続加算	2,160	2,160	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	7,854	7,854	3,927	3,927	3,813	3,813	3,927	3,927	3,927	3,927	3,927	3,927
	居住費	36,930	27,450	36,930	27,450	24,600	11,100	24,600	11,100	12,600	11,100	9,600	0
	食費	43,350	43,350	43,350	43,350	40,800	40,800	19,500	19,500	11,700	11,700	9,000	9,000
	計	144,234	134,754	112,257	102,777	96,453	82,953	76,077	62,577	56,277	54,777	50,577	40,977
・認知症チームケア推進加算Ⅰ 150単位/月 ・認知症チームケア推進加算Ⅱ 120単位/月 ・生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位/月 ・生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月 ・退所時情報提供加算 250単位/回(一人1回のみ) ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位/月 ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5単位/月 ・新興感染症等施設療養費 240単位/月 ・協力医療機関連携加算 100単位/月													

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰについて(令和6年6月より) 令和6年5月までは介護職員処遇改善加算Ⅰ 特定処遇改善加算 ベースアップ加算を算定
 介護職員等処遇改善加算の金額は、サービス費、各種加算①②、下記の各種加算の合計金額に140/1000を乗じた金額となりますので、若干変動する場合があります。

◎各種加算について

上記の表以外の各種加算については、算定要件に該当する場合、算定させていただきます。

- 安全対策体制加算 20円/初回時
- 初期加算(入所から30日間) 30円/月 月の途中に入所される場合、月をまたがる場合があります。
- 福祉施設外泊時加算(6日間程度) 2,460円/月 月をまたがる場合、最大12日分頂くことがあります。(+居住費)
- 経口維持加算(Ⅰ) 4,000円/月 ・ADL加算(Ⅰ) 300円/月
- 経口維持加算(Ⅱ) 1,000円/月 ・ADL加算(Ⅱ) 600円/月
- 看取り介護加算
 - 死亡日以前31日～45日 72円/日
 - 死亡日以前4日～30日 1,440円/日
 - 施設外でお亡くなりになった場合
 - 死亡日の前日・前々日 680円/日
 - 死亡日 1,280円/日
 - 施設内でお亡くなりになった場合
 - 死亡日の前日・前々日 780円/日
 - 死亡日 1,580円/日
- 若年性認知症受入加算 120円/月
- 排せつ支援加算(Ⅰ) 10円/月
- 排せつ支援加算(Ⅱ) 15円/月
- 排せつ支援加算(Ⅲ) 20円/月
- 外泊時在宅サービス利用費用(一月に6日を限度) 5,600円/日
- ・療養食加算 6円/回 1日3回
- ・身体拘束配置未実施減算 10%/日減算
- ・栄養ケア・マネジメントの未実施減算 -14円/日
- ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/日
- ・自立支援促進加算 300円/月

【新規加算】算定要件に該当する場合に算定いたします。

- ・認知症チームケア推進加算Ⅰ 150単位/月 ・認知症チームケア推進加算Ⅱ 120単位/月
- ・退所時栄養情報連携加算70単位/回/月1回まで
- ・生産性向上推進体制加算Ⅰ 100単位/月 ・生産性向上推進体制加算Ⅱ 10単位/月
- ・退所時情報提供加算 250単位/回 一人1回のみ
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ 10単位/月 ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ 5単位/月
- ・新興感染症等施設療養費 240単位/日
- ・協力医療機関連携加算 100単位/月(令和6年度) 50単位/月(令和7年度)

◎その他の金額について

日常生活上必要となる諸費用の実費をいただきます。

- ・理美容費 1回 2,500円
- ・衣類、個人用タオル、歯ブラシ、予防接種費用など

*おむつ代は介護保険給付の対象となっておりますので、ご負担の必要はございません。

◎高額介護費について

一覧表は高額介護費が考慮されていない金額となっております。

介護保険負担限度額が、1・2・3段階に該当されている方で、各市町村へ申請された方はサービス費の1割負担部分に高額介護費が適用される場合があります。

※口腔衛生に係る費用が歯科医療費として不定期に発生いたしますのでご了承願います。

短期入所生活介護

令和6年8月1日～

単位(円)

介護度	費用内容(多床室 日額)	※二割負担の対象者	※一割負担の対象者	第3段階-②	第3段階-①	第2段階	第1段階
要支援1	サービス費	902	451	451	451	451	451
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	22	22	22	22	22
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	132	66	66	66	66	66
	居住費	915	915	430	430	430	0
	食費	1,445	1,445	1,300	1,000	600	300
	計	3,438	2,899	2,269	1,969	1,569	839
要支援2	サービス費	1,122	561	561	561	561	561
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	22	22	22	22	22
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	163	81	81	81	81	81
	居住費	915	915	430	430	430	0
	食費	1,445	1,445	1,300	1,000	600	300
	計	3,689	3,024	2,394	2,094	1,694	964
要介護1	サービス費	1,206	603	603	603	603	603
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	22	22	22	22	22
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	175	87	87	87	87	87
	居住費	915	915	430	430	430	0
	食費	1,445	1,445	1,300	1,000	600	300
	計	3,785	3,072	2,442	2,142	1,742	1,012
要介護2	サービス費	1,344	672	672	672	672	672
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	22	22	22	22	22
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	194	97	97	97	97	97
	居住費	915	915	430	430	430	0
	食費	1,445	1,445	1,300	1,000	600	300
	計	3,942	3,151	2,521	2,221	1,821	1,091
要介護3	サービス費	1,490	745	745	745	745	745
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12	22	22	22	22	22
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	210	107	107	107	107	107
	居住費	915	915	430	430	430	0
	食費	1,445	1,445	1,300	1,000	600	300
	計	4,072	3,234	2,604	2,304	1,904	1,174
要介護4	サービス費	1,630	815	815	815	815	815
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	22	22	22	22	22
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	234	117	117	117	117	117
	居住費	915	915	430	430	430	0
	食費	1,445	1,445	1,300	1,000	600	300
	計	4,268	3,314	2,684	2,384	1,984	1,254
要介護5	サービス費	1,768	884	884	884	884	884
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44	22	22	22	22	22
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	253	126	126	126	126	126
	居住費	915	915	430	430	430	0
	食費	1,445	1,445	1,300	1,000	600	300
	計	4,425	3,392	2,762	2,462	2,062	1,332

※居住費は令和6年8月1日より 食費は変更なし(内訳/朝食285円、昼食580円、夕食580円)

※ 介護職員等処遇改善加算について(令和6年6月より) 令和6年5月までは介護職員等処遇改善加算1 特定処遇改善加算 ベースアップ加算を算定
介護職員等処遇改善加算の金額は、サービス費、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、下記の各種加算の合計金額に140/1000を乗じた金額となりますので、若干変動
する場合があります。

- ・送迎加算 184円/片道
- ・若年性認知症受入加算 120円/日
- ・緊急短期入所受入加算 90円/日 7日間を限度
- ・療養食加算 8円/回 1日3回まで
- ・長期利用者の基本報酬の減算 連続して30日を超えて利用した場合は、一日当たり30円を減算することになっています。つきましては、30日を超えての
利用は特段の理由がない限りは控えていただきますようお願いいたします。

◎その他の金額について

*おむつ代は介護保険給付の対象となっておりますので、ご負担の必要は
ございません。

◎高額介護費について

一覽表は高額介護費が考慮されていない金額となっております。
介護保険負担限度額が、1・2・3段階に該当されている方で、各市町村
へ申請された方はサービス費の1割負担部分に高額介護費が適用される場
合があります。

負担限度額認定申請

令和6年8月1日～

介護保険施設（総合ケアサービスセンターかつた）に長期入所、もしくはショートステイをご利用の際、食事・居住費が軽減される場合があります。

市町村窓口にて申請が必要です

美作市市役所保健福祉部高齢者福祉課（各支所においては介護保険担当課）にて、負担限度額認定の申請を行う必要があります。手続きを行わなければ、この軽減は受けられません。

ただし、申請をしたからといって、必ず軽減が適用されるわけではありません。下の認定要件を参考にして、申請を行ってください。

認定要件（全てを満たすことが必要です。）

- 1 市町村民税が世帯全員非課税であること
- 2 配偶者（別世帯の場合も含む）の市町村民税が非課税であること

○負担限度額（1日当たり） ※令和6年8月1日～

利用者負担段階		預貯金額	居住費等の負担限度額		食費の負担限度額	
			従来型個室	多床室	特養	短期
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	380円	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	単身 650万円 夫婦 1,650万円	480円	430円	390円	600円
第3-①段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身 550万円 夫婦 1,550万円	880円	430円	650円	1,000円
第3-②段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額*+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	単身 500万円 夫婦 1,500万円	880円	430円	1,360円	1,300円
第4段階			1,231円	915円	1,445円	1,445円

令和6年8月以降

*「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年度から合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

ケアハウスかつた(一般)

令和6年8月1日～

月 額 (円)

①事務費				②生活費	③管理費	計
昨 年 収 入	1	1,500,000円以下	10,000			76,324
	2	1,500,001～1,600,000	13,100			79,424
	3	1,600,001～1,700,000	16,100			82,424
	4	1,700,001～1,800,000	19,100			85,424
	5	1,800,001～1,900,000	22,300			88,624
	6	1,900,001～2,000,000	25,300			91,624
	7	2,000,001～2,100,000	30,300			96,624
	8	2,100,001～2,200,000	35,400			101,724
	9	2,200,001～2,300,000	40,500			106,824
	10	2,300,001～2,400,000	45,600	46,324	20,000	111,924
	11	2,400,001～2,500,000	50,600			116,924
	12	2,500,001～2,600,000	57,700			124,024
	13	2,600,001～2,700,000	63,600			129,924
	14	2,700,001～2,800,000	63,600			129,924
	15	2,800,001～2,900,000	63,600			129,924
	16	2,900,001～3,000,000	63,600			129,924
	17	3,000,001～3,100,000	63,600			129,924
	18	3,100,001円以上	63,600			129,924

① 事務費について、ご利用者の前年（1月～12月）の対象収入（年間収入から租税、社会保険料、医療費負担分等の必要経費等を控除した後の収入）に応じて決まります。収入額に変更がない場合でも年に1回申告が必要になります。

② 生活費の内、外泊等で1日（3食）欠食される場合は、800円引かせていただきます。11月～3月の間、冬季加算として別途1,960円/月いただきます。

③ その他の費用

電気代、電話代・個人の嗜好品、消耗品（紙おむつ等）は、実費となります。

ベッド、福祉用具の貸し出しについては、別途使用料を定めています。

（1月のうち利用が16日未満の場合は半額となります。）

個人的な物品の買い物代行を行った 令和4年10月以降

退所の際に原状復帰にかかる費用の積み立てとして月2,000円預かります。（退所の際に清算）

◆生活費及び事務費等は、国の基準により改定になった場合は変更します。

◆夫婦で入居される場合については、お二人の収入及び必要経費を合算し、合計額の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が1,500,000円以下の場合は、上記表の額から30%減額した額を本人の事務費（月額）とします。

◆口腔衛生に係る費用が歯科医療費として不定期に発生いたしますのでご了承ください。

ケアハウスかつた(特定施設)

令和6年8月1日以降

月額(円)

①事務費				②生活費	③管理費	計
昨年 収入	1	1,500,000円以下	10,000			76,324
	2	1,500,001~1,600,000	13,100			79,424
	3	1,600,001~1,700,000	16,100			82,424
	4	1,700,001~1,800,000	19,100			85,424
	5	1,800,001~1,900,000	22,300			88,624
	6	1,900,001~2,000,000	25,300			91,624
	7	2,000,001~2,100,000	30,300			96,624
	8	2,100,001~2,200,000	31,000	46,324	20,000	97,324
	9	2,200,001~2,300,000	31,000			97,324
	10	2,300,001~2,400,000	31,000			97,324
	11	2,400,001~2,500,000	31,000			97,324
	12	2,500,001~2,600,000	31,000			97,324
	13	2,600,001~2,700,000	31,000			97,324
	14	2,700,001~2,800,000	31,000			97,324
	15	2,800,001~2,900,000	31,000			97,324
	16	2,900,001~3,000,000	31,000			97,324
	17	3,000,001~3,100,000	31,000			97,324
	18	3,100,001円以上	31,000			97,324

特定施設入居者生活介護	1か月(30日)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	④計
要支援1(183単位/日)	5,490	660	787	6,937
要支援2(313単位/日)	9,390	660	1,286	11,336
要介護1(542単位/日)	16,260	660	2,166	19,086
要介護2(609単位/日)	18,270	660	2,423	21,353
要介護3(679単位/日)	20,370	660	2,692	23,722
要介護4(744単位/日)	22,320	660	2,941	25,921
要介護5(813単位/日)	24,390	660	3,206	28,256

※ 介護職員等処遇改善加算Ⅰについて(令和6年6月以降)(介護職員改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算・ベースアップ加算は令和6年5月まで)

介護職員等処遇改善加算Ⅰの金額は、サービス費、下記の各種加算の合計金額に128/1000を乗じた金額となりますので、若干変動する場合があります。

◎各種加算について

上記の表以外の各種加算については、算定要件に該当する場合、算定させていただきます。

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/日
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40円/月
- ・看護体制加算Ⅱ(要介護1~5) 9円/日
- ・退院・退所時連携加算 30円/日 入居から30日以内に限る
- ・若年性認知症受入加算 120円/日
- ・口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回) 20円/回
- ・ADL維持等加算(Ⅰ) 30円/月
- ・ADL維持等加算(Ⅱ) 60円/月
- ・看取り介護加算
 - 死亡日以前31日~45日 72円/日 死亡日の前日・前々日 780円/日
 - 死亡日以前4日~30日 144円/日 死亡日 1580円/日

【新規加算】(算定要件に該当した場合に算定となります)

・認知症チームケア推進加算Ⅰ	150単位/月	・認知症チームケア推進加算Ⅱ	120単位/月
・生産性向上推進体制加算Ⅰ	100単位/月	・生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位/月
・退所時情報提供加算	250単位/回(一人1回のみ)		
・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10単位/月	・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5単位/月
・新興感染症等施設療養費	240単位/月		
・協力医療機関連携加算	100単位/月		

① 事務費について、ご利用者の前年(1月~12月)の対象収入(年間収入から租税、社会保険料、医療費、介護サービスの利用者負担分等の必要経費等を控除した後の収入)に応じて決まります。収入額に変更がない場合でも年に1回申告が必要になります。

② 生活費の内、外泊等で1日(3食)欠食される場合は、800円引かせていただきます。11月~3月の間、冬季加算として別途1,960円/月いただきます。

③その他の費用

電気代、電話代・個人の嗜好品、消耗品(紙おむつ等)は、実費となります。
 特定の方については、ティッシュペーパー、トイレトペーパー代は不要です。
 退所の際に原状復帰にかかる費用の積み立てとして月2,000円預かります。(退所の際に清算)
 ベッドは購入、持参が原則ですが、事情により貸し出しの場合1か月1,000円いただきます。
 (1月のうち、16日未満の場合は半額いただきます)
 個人的な物品の買い物代行を行った場合、1回につき100円いただきます。

◆生活費及び事務費等は、国の基準により改定になった場合は変更します。

◆夫婦で入居される場合については、お二人の収入及び必要経費を合算し、合計額の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が1,500,000円以下の場合は、上記表の額から30%減額した額を本人の事務費(月額)とします。

◆口腔衛生に係る費用が歯科医療費として不定期に発生いたしますのでご了承願います。